

## ソフトウェア使用許諾契約書

本契約書は、縁マーケティング研究所（当所）が提供する「標的型攻撃メール対応訓練実施キット 基本キット」（以下、「本製品」）のご使用条件等を定めたものです。基本キットには、プログラム、画像ファイル、ドキュメントファイル等が含まれます。

「本製品」とは、プログラム及びドキュメント類等、本キットに含まれるものすべてを指します。本製品を使用することにより、お客様は本書に記載された条項にすべて同意したものとみなされますのでご了承ください。

### 第1条 使用許諾

1. 当所はお客様に対し、本製品を自組織内のコンピューターに限り、複製し、起動して使用する非独占的権利を許諾します。使用とは、コンピューター上で本ソフトウェアのプログラムを実行したり、ドキュメントファイルを閲覧・編集したりすることを指します。
2. 本製品を使用しての二次創作物（模擬マルウェアプログラム及びドキュメント類）については、本製品をご購入いただいた組織様内でのご利用、また、当所が許諾した範囲に限り、複製や改編を行い、配布して使用することを許諾します。
3. 動作テスト等の目的で、本製品について当所が別途期間を限定した場合、その期間に限り、前項の権利を許諾します。

### 第2条 知的財産権等

1. 本製品に含まれるプログラム及びドキュメントに関する著作権、その他一切の知的財産権は、当所に帰属します。
2. 本製品に含まれる画像ファイルの著作権、その他一切の知的財産権は、画像ファイルの作成者に帰属します。
3. お客様は、本製品に組み込まれているドキュメント及びキャラクター等の表現について著作権を主張することはできません。

### 第3条 保証範囲

1. 当所は、本製品の性能または特定目的への適合性について、一切の保証をいたしません。また、本製品を使用して作成したプログラム及びドキュメントを使用することにより損害が生じた場合でも、一切の補償をいたしません。
2. 本製品については、お客様から返品を受けたり、お客様に返金を行ったりする責任を負いません。但し、本製品の機能が、お客様の使用目的に合致しなかったと当所が判断し、且つ、お客様が本製品を使用することができなかった場合に限り、お客様からのお申し出により、返金に応ずるものとします。
3. 当所は、本製品の使用、または使用不能から生ずるいかなる直接的または間接的損害についても、一切責任を負いません。

#### 第4条 禁止事項

1. お客様は、弊社が許諾した場合を除き、以下の行為を行うことができません。
  - (1) 本契約に基づく使用权を譲渡または再使用許諾すること
  - (2) 本製品もしくはそれらの複製物を、当所が許諾する利用範囲を超えて公開・貸与・譲渡すること
  - (3) 当所が許諾する利用範囲を超えて、本製品を利用して作成したプログラム及びコンテンツについて商用に利用すること
  - (4) 通常の使用のためハードディスクにコピーする以外の方法で本製品を複製すること、または、本製品の一部又は全部を使用して翻案した製品（本ソフトウェアの別言語バージョンを含む）を作成すること
  - (5) 当所の許諾無く、本製品の一部又は全部を組み込んだ製品を作成し、または、サービスを実施すること
  - (6) 本製品に含まれるソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行い、または、ソースコードを解析すること
  - (7) 本製品の一部又は全部を「標的型攻撃メール対応訓練」もしくは、「標的型攻撃メール対応訓練」に類する行為以外の目的で使用すること
  - (8) 第三者の著作権・肖像権等の権利を侵害し、または、法令その他の規制に違反する方法で本製品を使用すること
2. お客様は、本契約違反、または、本ソフトウェアもしくは本製品に関する知的財産権の侵害により当所に損害を与えた場合、これを賠償する義務を負担します。

#### 第5条 本製品のサポート

1. 本製品のサポートのご提供は、原則として、ライセンスを保有されている組織に所属のご担当者様を対象とさせていただきます。
2. 本製品については、ライセンスが有効である期間を、サポートサービスを提供させていただき期間とさせていただきます。ライセンス有効期限経過後のアフターサービスの提供、返品・返金、瑕疵担保責任については、一切責任を負いません。
3. 本製品のサポート範囲につきましては、本製品に含まれるプログラムとコンテンツ、また、「標的型攻撃メール対応訓練」の実施に関する事項のみとし、本製品とは無関係の事柄（Microsoft WordやMicrosoft Excelの操作方法等）に関するお問い合わせにつきましては、サポート対象外とさせていただきます。

#### 第6条 守秘義務

1. お客様と当所は、相手方の書面による承諾なくして、本契約の内容および、本ソフトウェアの利用条件、本契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上の秘密（本ソフトウェアを使用する上での技術情報を含む）、本ソフトウェアが動作することによって収集される情報を、本契約の目的以外に使用してはならないものとし、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
  - (2) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく受領者が正当に入手したもの
  - (4) 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの
3. 当所は、本契約が終了したとき、又はお客様から秘密情報の返還請求を受けたときは、秘密情報の使用を直ちに終了するとともに秘密情報をお客様に速やかに返還します。但し、お客様が当所に対し、返還に代えて廃棄、消去処分を指示した場合には、当所は速やかに開示者の同意を得た方法により廃棄、消去処分をするとともに、お客様に対しその事実を証明する書面を提出します。

#### 第7条 暴排条項

1. お客様と当所は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役及び執行役員をいう。）その他の重要な使用人及び主要株主が、本契約有効期間中、以下を表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。下記事由に一つでも違反した場合、相手方は、何らの通知催告なく本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができます。なお、かかる解除は損害賠償請求を妨げないものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者でないこと
  - (2) 暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合を含む。）
  - (3) 前各号のほか市民社会の秩序又は安全に脅威を与え、健全な経済活動又は社会の発展を妨げる行為を行わないこと
2. お客様と当所は、他の当事者（以下「当該当事者」という。）に対し、当該当事者又はその役員、執行役員その他の重要な使用人若しくは主要株主が前項各号に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料の提供を求めることができるものとします。

#### 第8条 契約の終了

1. 本製品につきましては、ライセンス契約の終了を持ちまして、契約の終了となります。また、お客様が本契約に違反した場合、当所は直ちに本契約を解除することができます。お客様は、契約解除後は本製品及び、本製品によって作成した二次創作物を使用することができず、当所に損害が生じた場合にはこれを賠償する義務を負担します。
2. 第6条に定める守秘義務については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

#### 第9条 その他

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約の解釈及び履行に関して生じる一切の紛争の解決については、さいたま地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。